

《平成31年4月からの各戸計量各戸収納制度の適用について(お知らせ)》

平成31年4月から、新たに各戸計量各戸収納制度の適用申込を受付けた際の適用可否の確認方法を一部変更します。

平成31年4月1日以降の受付分から、公的な書類の提出をお願いいたします。

【公的な書類の例】

建築基準法に基づく、「確認済証(写し)」または「検査済証(写し)」など。

【公的な書類により確認する内容】

書類上の用途が「共同住宅」又は「長屋」とされていることを確認します。
なお、書類上の用途が「一戸建ての住宅」とされているもののうち、「共同住宅」や「長屋」と同等の構造に改築等された建物については、適用対象となる場合があります。

上記の公的な書類に、建物の内部構造がわかる平面図を添付いただき、現地(建物の内部)を確認させていただいたうえで適用可否を判断させていただきます。

詳しくは、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

株式会社 大阪水道総合サービス

(水道局各戸計量各戸収納等受付業務受注者)

〒542-0062 大阪府中央区上本町西5-1-12

大阪市水道局南部水道センターサテライト3階

電話：06-4304-0041

営業時間：月曜日から金曜日まで(午前9時から午後5時30分まで)

(休日：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで))